

## 軽費老人ホーム ケアハウス「ケアハウス悠々」 重要事項説明書

### 【1 施設経営法人】

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 福泉会    |
| (2) 法人所在地 | 鹿屋市大浦町14028-6 |
| (3) 代表者氏名 | 理事長 飯隈 忠仁     |
| (4) 電話番号  | 0994-42-0808  |
| (5) 設立年月日 | 平成13年7月16日    |

### 【2 ご利用施設】

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (1) 施設の種類  | 軽費老人ホーム ケアハウス    |
| (2) 施設の名称  | 軽費老人ホーム「ケアハウス悠々」 |
| (3) 施設の所在地 | 鹿屋市大浦町14028-6    |
| (4) 電話番号   | 0994-40-8380     |
| (5) FAX番号  | 0994-42-0880     |
| (6) 管理者氏名  | 施設長 西北 昭盛        |
| (7) 開設年月日  | 平成 14年 9月 1日     |
| (8) 入所定員   | 20人              |

### 【3 当施設の目的と運営方針】

#### (1) 事業の目的

入居者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、入居者の生活の安定及び充実を図ることを目的とします。

#### (2) 施設の運営方針

食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように万全を尽くします。特に入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに暮らせる施設づくりを目指します。

### 【4 利用要件】

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居出来ない者及び自炊等に困難不安のある者。
- (3) 伝染性疾患及び精神性疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応出来る者。
- (4) 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を営むことができる者。
- (5) 生活費に充てる事が出来る資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者。

(6) 確実な保証能力を有する身元保証人が1名以上立てられること。

#### 【5 職員の配置基準と職務】

職 種	指 定 基 準
1 施設長（管理者）	1名
2 介護職員	常勤換算1名以上
3 生活相談員	1名
4 事務員	1名
5 栄養士	1名

#### 【6 施設サービスの概要】

##### 1. 基準サービス

###### (1) 食 事

- ・栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事メニューの選択において、提供するもので食べられないものについては、代替が出来ます。

###### <食事時間>

下記の時間帯の中であれば、いつでも食事が提供出来ます。

朝食：8時～9時、昼食：12時～13時、夕食：17時30分～18時30分

###### (2) 入 浴

- ・原則として午後からとし、毎日の提供を行います。
- ・介護を必要とする状態になった方は、訪問介護サービス等による入浴介助を受けることが出来ます。その時の入浴時間はその都度決定します。

###### (3) 健 康 管 理

- ・入居者の健康を確保するため、少なくとも年1回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。
- ・入居者から健康に係る相談を受けた時には、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行います。

###### (4) 相談及び援助

- ・各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など、必要な助言その他の援助を行います。

###### (5) 社会生活上の便宜

- ・日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行ないます。

## 【7 利用料】

### (1) 居住に要する費用

#### <管理費>

管理費とは、いわゆる「家賃」に相当しますが、国が定めた併用方式（入居時管理費、月額管理費）を採用し、徴収させていただきます。

#### <入居時管理費>

入居時管理費とは、入居時に40万円を一括納入して頂くことが原則となり、入居契約書にある計算式によって20年（240ヶ月）で償却し、期間の途中で退去された場合には、ご入居期間に応じて月割りで返還致します。また、この入居時管理費はご要望に応じて分割することができ、月額管理費にプラスして徴収させていただきます。

#### <月額管理費>

居室番号	管理費	広さ	居室番号	管理費	広さ
301	39,000	32.58 m <sup>2</sup>	315	32,000	26.92 m <sup>2</sup>
302	28,000	24.87 m <sup>2</sup>	316	32,000	26.92 m <sup>2</sup>
303	28,000	24.87 m <sup>2</sup>	318	32,000	26.92 m <sup>2</sup>
305	28,000	24.87 m <sup>2</sup>	320	32,000	26.92 m <sup>2</sup>
306	28,000	24.87 m <sup>2</sup>	321	32,000	26.92 m <sup>2</sup>
308	48,000	38.5 m <sup>2</sup>	322	32,000	26.92 m <sup>2</sup>
310	31,000	26.92 m <sup>2</sup>	323	32,000	26.92 m <sup>2</sup>
311	31,000	26.92 m <sup>2</sup>	325	31,000	26.92 m <sup>2</sup>
312	31,000	26.92 m <sup>2</sup>	326	31,000	26.92 m <sup>2</sup>
313	31,000	26.92 m <sup>2</sup>	328	34,000	28.65 m <sup>2</sup>

(2) 生活費及びサービスの提供に要する費用

<利用者階層別料金表(月額)>

利用料金、対象収入による階層区分

階層区分		利用料(月額)[単位:円]			
対象収入(前年度の収入)		①生活費	②事務費	③管理費	④利用料合計 (①+②+③)
1	(夫婦)~1,500,000	46,324	7,000	28,000~48,000	81,324~101,324
1	~1,500,000	46,324	10,000	28,000~48,000	84,324~104,324
2	1,500,001~1,600,000	46,324	13,000	28,000~48,000	87,324~107,324
3	1,600,001~1,700,000	46,324	16,000	28,000~48,000	90,324~110,324
4	1,700,001~1,800,000	46,324	19,000	28,000~48,000	93,324~113,324
5	1,800,001~1,900,000	46,324	22,000	28,000~48,000	96,324~116,324
6	1,900,001~2,000,000	46,324	25,000	28,000~48,000	99,324~119,324
7	2,000,001~2,100,000	46,324	30,000	28,000~48,000	104,324~124,324
8	2,100,001~2,200,000	46,324	35,000	28,000~48,000	109,324~129,324
9	2,200,001~2,300,000	46,324	40,000	28,000~48,000	114,324~134,324
10	2,300,001~2,400,000	46,324	45,000	28,000~48,000	119,324~139,324
11	2,400,001~2,500,000	46,324	50,000	28,000~48,000	124,324~144,324
12	2,500,001~2,600,000	46,324	57,000	28,000~48,000	131,324~151,324
13	2,600,001~2,700,000	46,324	64,000	28,000~48,000	138,324~158,324
14	2,700,001~2,800,000	46,324	71,000	28,000~48,000	145,324~165,324
15	2,800,001~2,900,000	46,324	78,000	28,000~48,000	152,324~172,324
16	2,900,001~3,000,000	46,324	85,000	28,000~48,000	159,324~179,324
17	3,000,001~3,100,000	46,324	85,700	28,000~48,000	160,024~180,024
18	3,100,001以上	46,324	85,700	28,000~48,000	160,024~180,024

上記利用料金の他に、各居室で使用された光熱水費を合わせてお支払い頂きます。

又、11月~3月までは冬季加算(暖房費)として月1,960円が加算されます。(但し、鹿児島県が定める軽費老人ホームの入所者から受領する利用料金の改正に伴い、変更します。)

※1 この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上、収入として設定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※2 本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)は、上表により求めた額とします。

※3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の

2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合、夫婦それぞれのサービスの提供に関する費用徴収額については、上表の額から30パーセント減額した額とします（この場合100円未満は切り捨てるものとします）。

(3) 居室に係る費用及び特別なサービスに係る費用等

①居室内の電気・水道・ガスの光熱費

②食費は、欠食日の3日前以降に欠食を申し出た場合はその分の食費が発生します。

(例：4月5日が欠食日の場合、4月1日までに申し出た場合は食費の発生無し。  
4月2日以降に申し出た場合は食費が発生します。)

③退去時の利用料精算方法

イ. 管理費の返還 入居契約書第25条(『管理費の返還』)に従って返還金を精算します。

ロ. 生活費 1ヶ月分の生活費46,324円を日割計算にて精算します。

ハ. 事務費 事務費は1ヶ月ごとに発生しますので、当月分の事務費をお支払い頂きます。

二. 居室の原状回復

- ・居室内の模様替え等を行った場合は、入居契約書第16条(原状回復の義務)に従って、修理もしくは取替えに要する費用は、入居者が負担します。
- ・居室の状況に応じ、入居時の室内に戻すための居室清掃代・カーテンクリーニング代・壁面クロス張替・天井クロス張替・床張替等の実費を入居者が負担します。
- ・退去の際に発生した生活用品その他の処分については入居者負担とします。又、処分によって生じる費用等につきましても入居者負担となります。

**【8. 利用料金の請求及び支払い】**

- ・利用料金は月末締めとし、翌月 10 日に請求書を配布致します（10 日が土・日・祝日の場合は翌日の配布となります）。
- ・窓口でお支払いの場合は、翌月末日までに 1 階の事務所窓口にてお支払い下さい。（窓口ご利用時間：月～土曜日 8：30～17：30）
- ・お引き落としの場合は、25日に引き落としとなります（25日が休みの場合は銀行の翌営業日となります）。

＜お支払い方法＞

①窓口で現金支払

②金融機関口座からの口座自動振替

口座自動振替を行える金融機関	手数料
鹿児島銀行	110円
南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美信用組合、九州労働金庫（鹿児島県内支店） JAグループ鹿児島県内	132円

鹿児島銀行のK-NE T（鹿児島ネットサービス）を利用します。

**【K-NE T預金口座振替依頼書の記入が必要】**

③ 金融機関口座への振込み

鹿児島銀行 鹿屋支店 普通口座 3041034

社会福祉法人 福泉会 ケアハウス悠々

理事長 イイグマ 飯隈 クダヒト 忠仁

**【9. 当施設ご入居にあたって留意して頂く事項】**

＜専用居室＞

- ・居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行います。
- ・居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とします。
- ・居室の浴室は消防法により、浴室以外の用途で使用する事はできません。

＜所持品、家具、家電製品等の持ち込み＞

- ・居室内で管理できるものとし、持ち込み時は施設職員に事前相談・協議してから持ち込んでください。
- ・消防法により、敷物（1辺が1m40cmを超えるもの）のれん（1辺が1mを超えるもの）は防災マークのついた物のみ居室への持ち込みが可能です。

#### <面会>

- ・入居者に面会者があった時には、その都度、面会簿に記入して下さい。

#### <外出・外泊>

- ・入居者は、外出又は外泊しようとする時には、外出簿に記入をし、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定時間等を施設職員へ届け出て下さい。

#### <部外者の利用>

- ・外来者を宿泊させる時には、あらかじめ施設職員へ届け出て下さい。但し、入居者が在室中である場合の宿泊に限ります。
- ・宿泊には、ゲストルームを使用することが出来ます（但し、別途定める費用を負担する）。また、宿泊希望日の前日までに施設職員へ届け出れば、外来客に対しても食事の提供が出来ます（但し、実費として別途定める食事代を負担する）。

#### <入居者留意事項>

- ①入居者は、相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように気を付けて下さい。
- ②バルコニーは、他の入居者のプライバシーに十分注意して利用するようにして下さい。
- ③テレビ・ラジオ等の音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として利用して下さい。
- ④大浴場での入浴の際は他の入居者も利用することを考え、清潔の維持に留意して下さい。

#### <施設・設備使用上の注意>

- ①居室及び共用施設、各備品をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者の自己負担により原状に復していただくか又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入所者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることが出来るものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行う事は出来ません。
- ⑤居室内もしくは敷地内において小鳥及び魚類以外の動物を飼育しようとする場合は、事前に施設の許可を得て下さい。

### <施設内禁止行為>

- ①けんか、口論、泥酔、薬物乱用等、他人に迷惑をかけること。
- ②宗教活動、政治活動、営業活動、習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりなど迷惑を及ぼすような行動をすること。
- ③居室において、煙草の喫煙、練炭、火鉢、石油ストーブ、ろうそく、線香等の火気類の使用すること。
- ④ 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

### 【10. 個人情報の保護】

- ・施設及び職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との契約内容としていします。
- ・職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとします。

### 【11. 高齢者虐待の防止】

- ・入居者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ①研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
  - ②職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

### 【12. 緊急時の対応】

- ・入居者は身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず、24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることが出来るものとします。
- ・入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

### 【13. 相談窓口】

#### (1) 当施設における相談・苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ○ 相談・苦情受付担当者 | 児島 あゆみ (生活相談員)     |
| ○ 相談・苦情解決責任者 | 西北 昭盛 (施設長)        |
| ○ ご利用時間      | 月～土曜日 8時30分～17時30分 |
| ○ 電話番号       | 電話 0994-40-8380    |



(2) 施設内に掲示してあります、当施設の定める第三者委員に要望又は苦情を申し出ることができます。

(3) 行政機関苦情受付

鹿屋市役所 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険係	所在地 鹿屋市共栄町20番1号 電話番号 0994-43-2111 FAX 0994-41-0701
鹿児島県国民健康保険団体連合会 分館 介護保険課介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町6番-6号 電話番号 099-213-5122 FAX 099-250-4307
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内 電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707

☆成年後見制度・権利擁護においても、次の機関において相談が出来ます。

鹿屋市社会福祉協議会 福祉サービス利用支援室	所在地 鹿屋市大手町1番1号 電話番号 0994-44-2951 FAX 0994-44-7757
鹿屋市地域包括支援センター	所在地 鹿屋市吾平町麓51-1 電話番号 0994-45-6969 FAX 0994-45-6884
鹿屋市役所 保健福祉部 高齢福祉課 介護福祉係	所在地 鹿屋市共栄町20番1号 電話番号 0994-43-2111 FAX 0994-41-0701

令和 年 月 日

本書面「重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

軽費老人ホーム「ケアハウス悠々」

説明者職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

私は、書面「重要事項説明書」に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、これを十分理解し、同意致しました。

(入居者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(身元保証人または後見人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩ 続柄 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

(連帯保証人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩ 続柄 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_